

# 自然の権利の成立可能性とその根拠

環境倫理における自然の権利論の再考

西 木 大 祐

(公法専攻・法政専修コース)

はじめに

第1章 環境倫理の現状と自然の権利論における諸課題

第1節 環境倫理に内在するジレンマと課題

第2節 現行法制度における理論的基礎付けの欠陥

第3節 自然の権利論と自然保護義務論との比較

第4節 小 括

第2章 人間と他の生物との本質的相違

第1節 アリストテレスの考える人間の特質

第2節 他者との関係性に関する比較分析

第3節 小 括

第3章 人間の本性と権利との関係性

第1節 自然法論における人間の本性

第2節 人間の本性と共同体との関係

第3節 人間の本性と権利との論理的整合性

第4節 小 括

第4章 自然の権利が成立するための根拠

結びに代えて

は じ め に

本論文の目的は、自然の権利を否定する理論あるいはそれを支持する立場の非論理性を明らかにし、そして自然の権利を肯定することの重要性を論述することにある。

では何故その重要性を論述しなければならないのか、以下に論点を整理してみる。

自然<sup>1)</sup>に対する人間の優位的態度は、国際的には熱帯雨林の伐採問題、国内では干潟の干拓問題、そして放射性廃棄物問題など、人間の数多の産業活動において看取できる。その結果、自然の破壊は進み、多くの生物が絶滅の危機に瀕している。すなわち、この現状を打開するための理論、および法制度の確立が喫緊の課題として浮上している。

ところが、法制度の整備が不十分で、かつそれを支える理論が未だ確立していないにも拘らず、自然保護はもはや現代的潮流となっている。これは三つの大きなギャップが存在することを意味する。すなわち、理論とトレンドとの間にあるギャップ、トレンドと法制度との間にあるギャップ、そして法制度と理論との間にあるギャップである。現代では、これらのギャップが放置されたまま自然保護が正当化されているのである。

しかしながら、筆者はこれらのギャップにこそ、自然の権利の概念ないし根拠を見出し得ると考える。そしてまた、その自然の権利こそが、これからの自然環境問題を解決する上での不可欠な概念になると考える。

本論文では、以上に示した筆者の主張を論証するために、以下の順序で論を進めることにする。

第1章では、環境倫理の現状ならびにそこから見て取れる現行法制度および自然の権利論に関する争点について論ずる。つまり、動物愛護法や自然公園法などを例に挙げることで、自然の権利のヒントとなる概念を抽出する。また、自然の権利論と自然保護義務論との比較も行う。

続いて第2章と第3章では、権利が人間のみが付与されているとされる根拠について、自然科学的手法も用いながら他の生物、人間の本性、そして権利の三者をそれぞれ比較検討することで批判を進めていく。

すなわち、第2章では、人間と他の生物との間に存在する能力的・機能的相違を明らかにすることで、それが権利の所有・非所有とどのような関係にあるのかを検討する。

第3章では、自然法論に依拠しつつ、人間の本性と権利所有者との関連性におけるトリックを解明し、権利は人間だけが独占する至高の概念でも

なければ、また手段でもないということを論証する。

そして最後に、第4章では、自然の権利が成立するための理由・根拠を述べる。

## 第1章 環境倫理の現状と自然の権利論における諸課題

### 第1節 環境倫理に内在するジレンマと課題

自然を保護しなければならない、というテーゼは、もはや自明の理であるように思われる。もちろん現実には、自然環境と人間の諸利益とが衝突する場合、後者の方が優先されるということは多々ある。しかし、自然環境保護<sup>2)</sup>の理念そのものが不正として退けられることは、国際的にも国内的にも、現代ではほぼないと言ってよい<sup>3)</sup>。

確かに、我々は、「人間中心主義」や「非人間中心主義」<sup>4)</sup>を問わず、自然環境の無制限な破壊を正当化する理論を提出していないし、具体化のレベルにある法制度的次元においてもそのような結論には達していない。しかしながら、何故人間は自然を保護しなければならないのか、とその理由を改めて問われれば、我々はその答えとして用意しなければならない理由が一貫していないことに気付く。

自然保護を謳う倫理は、「人間中心主義」と「非人間中心主義」の二つの立場に大別できる<sup>5)</sup>。前者は、自然は人間生活と密接不可分な関係にあるため、自然を破壊するということは我々人間の生存基盤を破壊することなので許されない、と説く。他方、後者は、個々の生物ないし生態系そのものに価値を置くことで、それらに対する本来的不可侵性を説く。この二大潮流には、人間のためか、自然そのもののためかという相違はあるにせよ、いずれも人間による無制限な自然破壊を否定している。

ところが、オーストラリアの哲学者である J. パスモアは、次のように指摘する。

人間の力によらないで生じる生物圏の漸進的な変動、あるいは急激な大

変動が、人間のもたらす破滅と同じく注目すべき破滅 その速さは人間の場合ほどではないにしても をもたらしたことがあるし、また将来も当然そうすることがあるだろう、という事実である。〔……〕生物の種を破滅させるもの、それは人間に限らないのである<sup>6)</sup>。

確かに、人類の破壊が、自然に対する唯一の打撃ではない。人間による破壊そのものが、宇宙にある一つの惑星の一過程と見ることもできる。つまり、人間による自然破壊も、自然現象の一つとみる見方である。しかし、このように人間の活動が何であれ自然の変化の一部と看做されるのであれば、自然破壊を不正とし、自然保護を正と判断することはできなくなる。

しかしながら、そのような倫理上の根本的問題が存在するにも拘らず、様々な国際的宣言および条約をはじめとして、国内法においても様々な自然保護関連法規が制定されつつある。そして、そこに環境倫理(つまり環境に対する意識とそれを肯定する理論)と自然保護関連法制度との間に存在するギャップを、我々は確認することになる。

では、何故そのギャップは生じるのであろうか。

考えられる理由として、一つは、先に見たように、何故自然を保護しなければならないのかという問いに対して一貫した見解が確立されていないこと、二つ目に、今までに提示された諸理論が自然破壊を防止するために必要な現実的効力として機能していないことが挙げられる。

この二つの論点をクリアすることが、先のギャップを埋めることに繋がると考える。また同時に、それによってこそ環境に対する倫理の本来的役割が見出せるとも考える。

## 第2節 現行法制度における理論的基礎付けの欠陥

第1節で投げかけられた根本的な問いに対する答えが前提されることなく、法・政策の次元では(不十分であるにせよ)、自然を守るための現実的効力を持ち得る多くの法規ないし施策が具体化されつつある。

近年では、例えば、環境教育推進法および自然再生推進法の制定ならび

に自然公園法および動物愛護法および鳥獣保護法などの改正が挙げられる。とりわけ、動物愛護法は重要な論点を提供してくれる良い例である。

大阪地裁判決（01.12.5）：野良猫2匹を捕まえて殺したとして〔……〕男性被告に対し、〔……〕懲役6ヵ月執行猶予2年（求刑懲役6ヵ月）の有罪判決を言い渡した。裁判では、野良猫が同法の対象かどうか争点になった。〔……〕松山昇平裁判官は「飼い猫と野良猫を区別する理由はない」と認め、「男性の行為は動物の生命を軽視したもので非難されるべき〔……〕」と量刑理由を述べた（平成13年12月6日付、朝日新聞、朝刊）。

動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）の目的は、我々人間の精神的涵養と動物による侵害の防止にその眼目が置かれている（第1条）。また、基本原則では動物そのものの命の尊さから、動物への残虐行為の禁止と適正な取り扱いがなされなければならないとする（第2条）。但し、同法の対象となる愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえずぎ、鶏、いばと、そしてあひるの11種、加えて人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限定される（同法第27条4項<sup>7)</sup>）。しかし、判決は、人間が所有も占有もしていない動物（かといって野生動物とも言えない動物）も保護の対象としたのである。

ここで筆者が目にするのは、同法に野良猫を保護の対象とする直接的記述がないにも拘らず、それでも同法によって保護されるべしとするその根拠あるいはその根底にある概念とは、一体どういったものなのか、ということである。この疑問に沿った多くの見解が提出されているが、その中において最も有力なスタンスが、自然の権利論<sup>8)</sup>であることに疑いはない。

確かに、自然の権利の存在を前提とするならば、先の事例では、野良猫にも権利があるからという理由で判決を正当化する理屈も成り立たないことはない。しかし現実には、自然の権利そのものが未だ認められておらず（環境権すら認められていないのだからましてや自然の権利など認められるわけがない、という指摘はもっともである）、しかも自然の権利実現に

向けての運動ないし議論が活発になされているようには思われない<sup>9)</sup>。

しかしかといって、先の疑問に対する明確な答えおよび自然保護の法・政策に対して、自然の権利を認めようとしぬい立場が核心的な基礎理論を提供してきたかと問われれば、またそのようにも思われないのである<sup>10)</sup>。

ところが、その基礎理論の欠如に拘らずとも、既に立法および政策の次元では、自然環境保護のテーゼは自明なものとなって世を席卷している感がある。例えば、自然再生推進法は失われた自然の復元を主たる目的とし、また改正自然公園法は国および地方公共団体に景観の保護義務のみならず、生態系保護義務も課している。そして生物多様性条約「第6回締約国会議における外来種に関する決議」<sup>11)</sup>に先駆けて平成14年3月27日に閣議決定された「新生物多様性国家戦略」は、絶滅危惧種保護のために予防的対策、生態系の安定、そして外来種の抑制を一層強化している。

以上の如く様々な方策・宣言が実現しているが、その実現を支えているのが市民の意識であることは言うまでもない。NPO や NGO による環境保護活動が盛んに行われていることからそれ理解するのは容易であろう。すなわち、自然保護の姿勢は多くの者が受け入れている現代のトレンドであると言える。

もう一度動物愛護法の事例に戻ろう。何故野良猫を殺害した男は罰せられたのか。人間の精神的涵養のためであるとしても(第1条)、野良猫は同法の対象外であったことから、直接的理由とはなり得ない。では、どのような観念ないし根拠をもってこれを説明すればよいのであろうか<sup>12)</sup>。この観念ないし根拠(理論的基礎あるいは法制度)と現実(野良猫を救った背景にある意識)との間に介在するギャップについて深く追求している研究者を、少なくとも筆者は知らない。環境倫理から環境法に至るまで、基底的概念と法実効力との理論的連結は未だ達成されていないように思われる。

結論から述べれば、筆者は、自然の権利概念がこの乖離を繋ぎ止め、そしてまた自然の権利そのものの可能性を開くことになると考える。それ故

に、今この論点を投げかけることが自然の権利論はもちろん、環境に対する倫理を再考する重要な契機になると考える。

### 第3節 自然の権利論と自然保護義務論との比較

#### 1. 自然の権利の性格

これまで述べてきた通り、人間中心主義および非人間中心主義いずれも、自然保護のトレンドに対し、十分な基礎理論を提供してきたと考えるには頼りないように思われる。他方筆者は、環境倫理の課題をクリアするためには、自然の権利論の再考が不可欠であると考え。というのも、自然に権利を認めるか否かという争点<sup>13)</sup>が、環境に対する倫理が辿り着く最後の砦であると考えからであり、また、もし是認されたならば現実的実効力に最も直結しやすく、かつ有効であると考えからである。

法制度的観点から言えば、確かに自然に権利はない。ならば立法により自然の権利を明文化すればよいという考えが生じるのは、不自然なことではないだろう。事実、主に論じられている自然の権利論とは、倫理的問題のみならず、法的问题でもある<sup>13)</sup>。そのため、環境倫理学の分野で扱われる「権利」と、法律学の分野で扱われる「権利」とでは、その内容および性格は多分に異なる場合がある。

例えば、山村恒年は、性格上、権利概念を二つに分類する<sup>14)</sup>。すなわち、1) 法律に基づかない権利、2) 制定法上の権利である。そして、さらに1)を、前国家的権利（自然権が含まれる）、生成過程上の権利（明文化されていないが、社会的に認知されている権利概念）、環境倫理上の権利に分ける。したがって、「権利」という語を用いる場合には注意が必要である。「権利」という語を用いる際、概して倫理学者および哲学者は1)の意味において用いる傾向にあるが、他方法学者は2)の意味において用いる傾向にある。

尚、以上の分類に沿って考えると、先述したいくつかのギャップは環境倫理上の権利と制定法上の権利の不一致から生ずると捉えることも可能で

ある。

## 2. 自然保護義務論の問題点と自然の権利論の意義

自然保護義務論(以下、義務論)は、自然が人間の実存と不離の関係にあること、そして自然を破壊する力を持っているのは人間だけであることから、人間には自然を保護する義務があるとする考えである<sup>15)</sup>。

この義務論は、人間も生態系を構成する一員であるとの考えが根底にある<sup>16)</sup>。つまり、生態系内の構成員相互間の支え合いが、他者に対する義務を規定付けると考えるのである。但し、これは法的強制力を伴ったものではなく、あくまで倫理的義務に留まるものである<sup>17)</sup>。すると、少なくとも立法による法的義務を課さない限り、従来の義務論では、義務違反に対しては倫理的非難しかできないことになる<sup>18)</sup>。

関根孝道に言わしめれば、その倫理的義務に強制力を持たせようとする試みが、自然の権利論であるという<sup>19)</sup>。しかし、これには注意が必要である。関根は、義務論の実現を図ると自然の権利思想へ急進化すると述べるが、何故急進化するのかについてはっきりとした理由を述べていない。倫理から法的強制力を課すに至るまでの理論的過程が曖昧であると言わざるを得ない。何故なら、急進化して自然の権利論を唱えずとも、自然保護義務を個別法で明文化すればよいという反論が当然の如く予想されるからである。

しかしかといって、自然保護義務を個別法として明文化すればよいと考えるのも、短絡的である。というのもそれには、いくつかの問題点が指摘できるからである。

先ず、義務論には理論的に、何故自然との関係性が他の生物あるいは生態系に対して人間に義務を課すことになるのかという問題がある。生態系は、人間も包括し、事実として存在している。そのような事実と当為を明確に峻別する立場は、事実から当為規範を導くことは不可能であると説く<sup>20)</sup>。この理屈を当てはめれば、義務論は、根本的に自然主義的誤謬の問



題を孕んでいることになる（自然の権利論でも論点となり得る。この問題は、事実 当為・規範という図式ではなく、事実 = 当為・規範という図式、すなわち事実と当為・規範が同時に見出せるとするならば、論理的飛躍はないように思われる<sup>21)</sup>。

次に、関係的理論の抽象性による限界が挙げられる。そもそも義務論は、人間と自然との関係から、人間自身の活動に制限を持たせようとする考えであった。問題は、基礎理論の段階ならばともかく、法実効性の段階になると人間の生存に直接的に影響があるか否かが争点となるため、他の生物ないし生態系の保護をその段階で正当化するにはさらに別の根拠による補完が必要になることである。すなわち、係争レベルでは具体的利益を衡量する必要があるため、抽象的な価値的理解に基づく関係性をもって自然の利益・保護を優位に置くと説得力を欠くことになってしまうのである（他方、自然の権利概念はこの弱点を補完し、かつ強力に自然保護を訴え得ると筆者は考える<sup>22)</sup>）。

例えば、公共事業などの社会的福利もしくは私有地から得られる個人的利益と自然利益・保護が対抗関係にあった場合、または自然破壊が人間の生存に直接的に影響を及ぼさない場合には、義務論では自然破壊の進行を食い止めることができない可能性が出てくる（現に起こっている自然破壊の多くがこの問題点を表徴している）。もし仮に立法により個別の事例毎に対応しようとすると、法令は膨大な数に上るであろうし、そのための類型化はかなりの困難を極めることになるであろう。

さらに、現実問題として、基本法として広く一般的義務規定を設けない限り、義務論を中心の理論に据えた自然保護法制では特定の自然破壊にしか対応できなくなる虞れがある。つまり、関連法規において想定された事態あるいは所管する範囲内ならばその法規を根拠に破壊を制限できるが、それ以外の場合、例えば、法の所管する範囲外の行為、私有地における自然破壊、および各関連法規が想定していなかった自然破壊に対しては、法的措置の実行が難しくなると考えられるのである。

最後に、義務が明記された現行法制度では、自然保護義務は国家などの公共機関にあるため、被害者となった自然の声が反映される可能性は、相対的に小さくなるという問題がある。例えば、改正自然公園法は、第3条の2において、国および地方公共団体に多様な生態系の保護義務を課しているが、このような法制度下においては被害者である自然は自然破壊の行為主体を訴える手段を持っていない(つまり当事者適格ないし原告適格がない)。このような現状下では、義務を負った主体の方に有利に作用する虞れがある。例えば、所管法を運用する行政が積極的主体性を発揮しなければどうにもならないし、また保護区に指定しようにもその地域の住民や公共団体の同意が得られなければ、適正な保護は不可能である<sup>23)</sup>。

それに対し自然の権利論は、法制度化されれば、最初の指摘を除いた上記の問題点を克服できると考える。何故なら、自然の権利論は、自然それ自体が被った損害毎に自然の名において、自然の利益のために、随時自然が加害者を訴えることを可能にするからである<sup>24)</sup>。

しかしながら、自然が被害を受けたという事実を誰がどのように判断するのか、また人間の権利との調整はどうするのかなどといった反論が予想される。しかし、これらの反論はすべて技術上の問題として処理できると筆者は考える。最初の反論について端的に述べれば、例えば、有力な環境保護団体や自然科学および社会科学など広範な分野から構成される専門家集団が先ず告訴理由を判断して代弁すればよい。最終的には、司法の場において、裁判官が様々な判断材料を斟酌した上で結論を下すことになる。二番目の反論については、ここでは人間の権利の重要度に応じて結果が異なってくるということだけ指摘しておく。詳しくは第4章で述べることにする。

#### 第4節 小 括

本章において筆者は、環境倫理において見捨てられた以上のギャップを議論することが環境倫理における自然の権利論を再考する上で大きな原動

力になり得ると考えていることを主張した。また、自然の権利論が義務論よりも自然破壊を抑止する力になり得ると考えていることも、既に述べた通りである。さらに踏み込んで述べれば、法人同様、法律によって自然および自然物に権利を付与することは可能であると考え<sup>25)</sup>。

ならば、では自然はそもそも権利を所有する主体となり得るのかという疑問が、次に提出されるだろう。これは、技術論としての自然の権利論ではなく、権利概念に関わる問題である。自然の権利論を法制度上の技術論として説明することは可能であるし、実際に立法化することも技術的には可能である（実現可能性ではない）。しかし、自然の権利反対論者の多くは、「権利」あるいは「権利概念」に崇高の念を抱いているためか、それすら認めようとしない。彼らにとっては、人間による権利の排他的所有が、まさに人間としてのアイデンティティと人間を頂点に据えたヒエラルヒーを維持するための最後の砦なのであろう。

伝統的立場からは、権利所有者の基準は人間の本性と相関的関連性をもって説明される<sup>26)</sup>。したがって、人間以外の生物は、そもそも権利を所有する資格を有しないと多くの論者によって考えられている<sup>27)</sup>。では、権利所有の基準となる人間と他の生物との境界線はどこに引かれるのであろうか。また、それを決定付けるとされる人間の本性とは如何なるものなのであろうか。

次章では、アリストテレスに従いつつ人間と他の生物との差について検討することにする。権利と人間の本性との関係性については、第3章で検討する。

## 第2章 人間と他の生物との本質的相違

### 第1節 アリストテレスの考える人間の特質

第1章で述べたように、人間の本性と権利との関連性について論じる前に、先ず人間と他の生物の間に存在する、歴史的変遷過程より生じた観念

的相違とその根拠とされる能力的・機能的相違をはっきりさせる必要があると考える。この手順を踏むことによって、人間を唯一の権利所有者とすることの合理性の適否を抽出することが可能になると考える。

これらの相違に関しては、アリストテレスが『ニコマコス倫理学』において言及している。彼の思想は近代自然法論の系譜上にある。よって、彼の思想を読み解くことで、近現代法に人間優位主義的思想が継承されていることが明らかになるはずである。

### 1. 人間と他の生物との精神的相違

アリストテレスは、人間独自の幸福を追求するために、先ず人間が有している、他の生物にはない性質、機能、そして能力を明らかにすることから始める<sup>28)</sup>。筆者は、この考察過程が人間と他の生物を比較検討するにあたり有効であると考ええる。

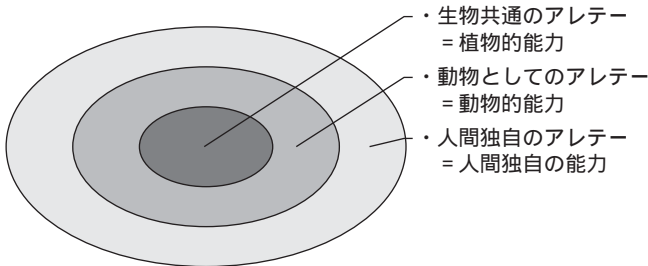
彼は、植物、動物、そして人間それぞれの機能的相違点を次のように纏める<sup>29)</sup>。すなわち、1)「生きている(ゼーン)こと」・「食養摂取とか成育の意味における生」=あらゆる生物に共通の実存的機能、2)「感覚に関わる生」=他の動物に共通の機能、そして3)「プシュケー(魂)のことわりを有する部分のはたらきにかかわる生」=人間特有の機能である。

彼によれば、精神的はたらきを活動(エネルゲイア)の原動力として有していることが人間の機能の条件であるという。つまり、「精神」というはたらきを有しているか否か、または高度な「精神活動」をその内部に持ち得るか否かが、人間と他の生物とを区別する基準になり得るというのである。

彼は、さらに、魂(プシュケー)を「ことわり」を有する(ロゴン・エコノ)部分、すなわち有口ゴス的な部分と「ことわり」なき(アロゴン)部分、すなわち無口ゴス的な部分とに分ける<sup>30)</sup>。そして無口ゴス的な部分は、食養摂取や成育など、「共通の植物的な(=生物的)能力」、すなわち、生物に共通な卓越性(アレテー) 人間のアレテーと「欲情的な部分ない

し一般に欲求的な部分」，すなわち，「ことわり」に従う限り，ある意味において「ことわり」を分有する部分から構成されるとする。

整理するとすなわち，有口ゴス的な部分は，人間独自のアレテー＝人間独自の能力と言い換えることができ，無口ゴス的な部分は，人間も含めた生物共通のアレテー＝生物共通の能力と言い換えることができる（これに動物としてのアレテーを加えたものが以下の図である。以下の図は本論文の趣旨に合わせて，中心に生物共通のアレテーを置いてある）。



以上，アリストテレスは人間と他の生物との相違を，精神のはたらきという能力の有無をもって説明していることが解る。

## 2. 人間と他の生物との能力的相違

では次に，人間と他の生物との能力的相違について具体的に見ていくことにする。

アリストテレスは，「選択（プロアイレシス）」を人間と他の生物とを区別する主たる能力として挙げる<sup>31)</sup>。というのも，目的の達成を可能ならしめる方向を判断するという意味において「選択」は，人間（特に成人）にしかできないからであるという<sup>32)</sup>。

例えば，「選択されたことから」= pro-aireton という言葉は，先立って pro 採られたもの haireton という意味に分解できる。これより「選択」という言葉が，ことわり（ロゴス）や思考（デアノイア）という意味をそもそも含意していることが解るといふ。故に，「選択」ということは，

行動や行為をなす前にあらかじめ思量し、そして結果(目的)に即した方向を採り得るものだけが可能とする能力であるとする<sup>33)</sup>。したがって、ものごとをあらかじめ的確に思慮し得ない他の生物は、人間と明確に区別されるとする。

この区別は、子ども、女、そして奴隷が人間と認められない社会においてならば、機能するだろう。しかし、彼らを含め、ある特定の人間を人間として認めた場合には、この区別における基準の正確さは失われてしまうことになる。例えば、赤子や重度の知的障害者、および植物人間が理性能力(例えば選択能力)を有しているかを考えてみるとよい。すると、そこには全く別の基準が存在することが推察できるはずである(詳細は後述)。

## 第2節 他者との関係性に関する比較分析

### 1. 「正」による関係性

人間は共同体を、つまり社会を形成している。人間は、その社会の中で、他者との関係によって自らを維持し、かつ発展させている主体間的な存在であると言える。そしてまた、他者との関係がより複雑化した社会では、歴史的にその社会独自のルールによってその関係を保障するようになる。例えば、現代のグローバル化時代においては、今や人間に対する共通の世界の認識が一つの共同体を形成している(すなわち一つのルールを形成している)と述べることは間違いではないだろう。その意味における限り、現代では我々人類の間には「正」が存在すると言ってよいと考える<sup>34)</sup>。

では、共同体が小規模であった古代ギリシャにおいて、法の規定していない関係にある人および共同体間において、市民社会的「正」は存在したのであろうか。

これに関して、アリストテレスは次のように考えていた<sup>35)</sup>。

市民社会的な「正」とは、自足ということの成立のために生活の共同関係に立っているところの、自由人たる身分を有しており、{.....}(それらの)ひとびとの間における「正」なのである。したがって、およそこ

うした規定の該当しないひとびとにとってはお互いの間に市民社会的な「正」は存在しないのであって、単に何らかの、すなわち類同性に基づく転用的な意味での「正」が存在するにすぎない（括弧内筆者補足）。また続けてこう述べる。

「正」ということは、およそお互いの関係を規定する法の存在しているときひとびとにとってのみ存在するものなのである。

当時は、共同体の規模は小さく、そのため法の適用される範囲もかなり限定されていた。よって、外国人はおろか他のポリスの人々との間にさえ、完全な「正」は存在していなかったと考えられる。彼が述べているように、転用的な意味での「正」が存在するのみであったのだろう。しかし、現代においても、国籍の有無に応じて法による保障の範囲が異なるわけであるから、別段不可解なことではないように思われるかもしれない。

しかし、誤解してならないことは、法制度上の「正」と道徳的な価値に関する「正」は異なるということである（つまり権利概念とは別個の概念を指す）。

例えば、奴隷は「生命ある道具」と看做され、バルバロイと違い参政権はおろか、人間としての尊厳すら認められていなかった。彼らの生命が侵害された場合には、それは所有者の権利侵害として処理された。これから言えることは、制度下の規範的枠組と人間個々の倫理的属性の有無とは全く別個の問題であるということである。この二つの事実は、根本的に別次元の問題であると言える<sup>36)</sup>。

では、他の生物に関してはどう考えられていたのか。詳らかに述べるまでもなく、他の生物との間には法制度上においても、道徳的部分においても「正」は存在していなかった。ルールを共同で制定し、承諾することが不可能な動物には法制度上の「正」は存在しなかったのである<sup>37)</sup>。

同じように現代法も、他生物の権利をどのような形であれ認めていない。その考えは古代ギリシャより一貫して守られてきた。そして、その思想は近代以降東洋世界にも入り込み、普遍化していったのである。

## 2. 「愛」による関係性

アリストテレスは、「愛(フィリア)」の存在する関係についても言及している<sup>38)</sup>。では、彼は、我々人間はどのような関係において「愛」を持ち得ると考えていたのか。

1) 無生物に対しては「愛」も「正」も存在しない。2) 牛馬に対しても「愛」と「正」は存在しない。3) 「奴隷と見られたかぎりの奴隷」に対しても存在しない。こうして見ると、彼は自由人以外には、「愛」は存在しないと考えていたことが解る。

しかし、全く「愛」が存在しないと考えていたとも言えないようである。

古代ギリシャでは、奴隷は「生命ある道具」であった。故に、「奴隷は奴隷として見られたかぎり、これに対する愛というものはありえないのであった。

ところが彼は、人間として見れば、「愛」も「正」も存在するという<sup>39)</sup>。人間として見られたかぎりにおいてはそうではない。なぜなら、あらゆる人間にとって、法と契約を共にすることのできるすべての人間に対する何らかの意味における「正」は存在すると考えられ、したがって「愛」もまた存在すると考えられる。

奴隷は他の家畜同様奴隷として扱っているが、どう見ても姿形など自由人との比較において同じ種にしか見えないということを彼自身認めていると考えるのが妥当である。実際、戦争の捕虜が奴隷とされてしまうことを例に取れば、それは身分の変更であり、生物学的な問題ではない。アリストテレスはその点に気付いていたために、相手が「種」としての人間ならば、彼らとの間に「愛」や「正」が存在することを認めざるを得なかったのであろう<sup>40)</sup>。

このように考えると、彼の言明は、ただ事実を定式化しただけに過ぎないと言える。つまり彼は、ただ彼の生まれ育った時代の現状を肯定しただけに過ぎない。

ところでまた、アリストテレスは、子の親に対する愛ならば鳥類や動物



にも本性的に存在し、同様に同種間においても存在することを認めている。但し彼に言わせれば、人間の方がより著しいという。

しかし、筆者は、人間の方が著しいとは必ずしも言えないと考える。例えば、自分の身体を子蜘蛛に食べさせる親蜘蛛、あるいは銃を構えた猟師を前にして自分の子を庇うニホンザルと比較して人間と動物のどちらの方が著しいかを確言することは難しいだろう（何故なら子どもに対する愛情においては人間も動物も本能に基づいているから）。そもそもこれは、人間と他の生物を比較する二元法的な手法では解決できない性格を持った問題であると言えよう。

### 3. 自然と人間との関係性

ここで自然と人間との関係性についても触れておこうと思う。

アリストテレス研究でも有名な H. アレントは、「人間が接触するもの」、  
「人間の活動力によって生み出されるもの」、そして「人間の生命と持続した関係に入るもの」すべてが人間存在の条件の一部になると述べる<sup>41)</sup>。

この条件は、それが人間起源のものであり、変化しやすいものであるにもかかわらず、自然物と同じような条件づけの力をもっている。人間の生命に触れたり、人間の生命と接続した関係に入るものはすべて、ただちに人間存在の条件の一部になるのである。

但し、アレントは、以上の条件は人間存在にとって絶対的に不可欠な特質、つまり本性を構成する要素ではない、と付け加える<sup>42)</sup>。

例えば、アレントは、人間が宇宙に進出して他の惑星に移住した場合を想定する。するとその場合、人間を条件付けていた地球上の「もの」は人間の周囲からなくなるわけであるから、我々人間は人間を人間として規定できなくなる。それでもこの推論によって人間を人間足らしめるとするならば、人間を条件付けるものは人工物に限定されることになるだろうと述べる。

しかし、生命体として位置付けられる人間を考えた場合、他の生命体と

の比較なくして「人間」として条件付けられ得るであろうか。他の自然界の多くの動植物群と比較対照されるからこそ、「人間」という存在・種が規定されるのであろう。もし仮に人工物だけが人間を条件付ける要素であるならば、ただ生命体と非生命体との間にのみ境界線を引けばよい。

「にんげん」が「人間」として存在してきた背景には、地球史的ドラマが展開されてきたという事実がある。独自とされる人間の数々の能力は、その背景がなければ開花することはなかった。仮に、これからも我々「にんげん」が「人間」で在り続けようとするならば、この地球史の中に存在し続けなければならないだろう。ここで述べる「我々を人間足らしめる地球史」とは、言うまでもなく、他の生物や無生物などすべての「意味」を内包した自然が織り成す複雑な関係を記述した歴史そのものである。

### 第3節 小 括

「人間とは言葉を発することのできる動物である」。これはアリストテレスの代表的定義命題の一つである。これより、当時のギリシャにおいて、ポリスの自由人と同じ言葉を共有していなかった奴隷と外国人が、自由人と同じ人間として認められなかったことは不思議ではない。

現代では、意思を伝達できる可能性があるという意味においては、人類は例外なく「人間」として認知され得る。しかし、例えば、赤ん坊や重度知的障害者の中には、知的レベルが類人猿と同レベルないしそれ以下の人々もいる<sup>43)</sup>。さらに植物人間にあつては、伝達の可能性は類人猿よりずっと低いだらう。それでも彼らは人間として認められ、基本的な権利を付与されている。理性能力を権利所有の最低限の客観的条件とするならば、他の生物は権利を所有し得ないだらう。しかし、それならば同様に、赤ん坊や重度知的障害者、および植物人間も権利所有者ではなくなってしまうはずである。

さらに例を挙げよう。極度に悪性の精神病に罹患している人はどうであろうか。J. ファインバーグは、たとえそのような人間が下等動物と同レベ

ルであったとしても、治療可能だと見る限りにおいて、自ら回復しようとするインタレストを持った人間存在と考えることができ、権利保有者として扱うことが可能であるとする<sup>44)</sup>。また、植物のインタレストについては、それは人間の感情移入によるもので植物自身のインタレストではない、と彼は述べる<sup>45)</sup>。

しかし、病気や怪我を歓迎する生き物などいないと考えられるから、何故先の場合においてだけ人間がインタレストを有していると特別に看做されなければならないのか、はつきりしない<sup>46)</sup>。また、そもそも権利所有の基準をインタレストの有無に結び付ける必然的理由もない。このように考えると、ファインバーグは結局、ただ人間という生物学的種にこだわっているだけのように思われる。すなわち、能力的相違を直接的に権利概念に結び付けているのではなく、それらを抽象的な観念にまで高め、そのレベルで結び付けてしまっているように思われるのである。

しかし、それでも確かに、人間という種は多種多様な機器を駆使し、鳥でもないのに空を飛び、その拳句には宇宙にまで進出するのだから、特別な能力を有すると述べるには十分かもしれない。それらを可能にした人間という種の能力は、確かに途轍もないものである。しかし一方で、権利主体は基本的に個のレベルで議論されることに鑑みて個別的個体あるいは種的個体に焦点を当てれば、権利保有者としての他の生物との境界線を能力や機能のみによって画定することは、困難を伴うことが解る。

以下に整理しよう。

人間と他の生物との能力的相違の有無は、二分法的な区別をすれば、確かにその能力的差異を認めることは可能である。しかし、具体的な行為主体レベルにまで還元して、権利所有・非所有の確定基準を能力（例えば選択能力）や機能に求める厳然たる理由が存在すると断言することはできないと考える。

しかしながら、能力や機能を判断基準として権利の所有・非所有を区別することが困難であるとしても、その権利所有者の境界線が社会科学的分

析から画定され得ないということを証明するものではない。何故なら、内在的本質的なレベルでの分析によるアプローチが、すなわち権利が基本的な人間の本性あるいはア・プリオリな道德原理から導かれるのか否かを考察する作業がまだ残っているからである<sup>47)</sup>。つまり、権利所有・非所有の境界を内在的で本質的な部分(本性)と権利とを、あるいは他の生物のそれとを比較することによって明らかにすることが未だ可能なのである。

これは、能力・機能と本性とはイコールではないという前提の上に成り立っている。何故なら、能力や機能を基準(たとえ最低限の能力の基準であったとしても)とすることによって権利所有者と非所有者との境界線を画定することができないという説明の下では、もし仮に二つがイコールであるならば、同様に本性をもってしてもすべての人間を権利所有の資格者とすることはできないということになるからである。

次章では、権利思想と人間の核心的関係、すなわち人間の本性と権利との関係性を中心に考察することで、権利と人間および他の生命体との関係を明らかにしていく。

### 第3章 人間の本性と権利との関係性

#### 第1節 自然法論における人間の本性

特定の能力・機能による区別をもって権利の所有者・非所有者を区別するとする説明は、絶対的ではないことが前章において確認された。

そこで次に、本章では、人間の本質的部分(以下主に本性あるいは諸属性と記す)と権利所有の資格が合致するか否かを、自然法論に依拠しつつ論じていくことにする。

自然法論は、自然法を人間の本性から明らかにすることを試みる理論である。したがって、自然法論を分析することによって、人間の本性と権利の性格との関係を原理的に説明することが可能になると考える。

自然法論に対置される法実証主義の立場からすれば、権利とは、人々の

主張・要求などの動的側面を有する主観的な請求権的権能であると述べる  
ことができるという<sup>48)</sup>。これからすれば、そのような権利の存在が前提と  
されて初めて権利を保障する法という規範が存在することになる。

一方自然法論では、人々の主観的権能である権利は決して法に先行して  
存在することはない<sup>49)</sup>。何故なら、人間の存在と社会秩序の存在は同時的  
に存在するので、人間は既に存在している社会秩序に生まれながらにして  
従うことになるからであり、また同時に権利は、社会内部においてその性  
質を認められることで初めて権利として主張可能になるからである。

ところで、そのような権利を所有することと本質的に関連しているとさ  
れる特徴について、M. A. フォックスは次のような見解を示す。すなわち、  
その特徴とは、感受性に加えて、ある種の意識、特別の認識能力や言語能  
力、責務を理解し、引き受け、実行し、そして同様の存在に同じ責務を期  
待する能力である、と述べる<sup>50)</sup>。換言すれば、自己意識を伴った、自発的  
で、熟慮に基づいた行動をなす能力を有した存在、つまり真に自律的な存  
在が持つ属性を示す特徴こそが、人間が権利を所有する根拠になるとい  
うのである。

しかしながら、感受性や責務遂行能力などの特徴、つまり本性を権利所  
有・非所有の基準として用いることが、本当に適切なのであろうか。この  
点が、本章で論じるメインテーマとなる。

## 1. 人間の本性 physis

古代ギリシャの哲学者たちは、人間の全本質 Wesen を人間の本性  
physis と考えた。例えばアリストテレスは、「ある存在者にとって、その  
他の存在者に比べて本性的に固有なものが、その存在者にとって最も善き  
ものである」と述べている<sup>51)</sup>。すなわち、他の生物には見られない人間だ  
けが有している特徴が人間を人間として存在せしめるのであり、またそれ  
こそが人間の本性であると考えられたのである。

その中でも、とりわけ人間の精神的本性は、「人間をその他の生物の上

に高め、また人間の生物学的本性の絶頂をなしている」と考えられた<sup>52)</sup>。身体機能の相違以上に精神的相違が人間と他の生物を分かち、それが人間としての「証」と考えられたのである。

そしてこの考えは、今日では哲学、法哲学の一般的な前提として理解され、様々な文脈において「人間の本性」、「人間の尊厳」、「道徳的諸特性」、「人間特有の諸属性」、および「人間独特の諸能力」など、多様な表現がなされている。

## 2. 自然法 Naturrecht

自然法とは、学問上、法の普遍的秩序原理であると理解される。よって、自然法は法律学的意味における法ではない。すなわち、自然法概念によって限定あるいは確定される人間の権利と、法律学上における法によって具体化される権利とは必ずしも一致するわけではないということである。

自然法の直接的な認識原理は、人間の理性的・社会的な本性である<sup>53)</sup>。つまり、自然法論においては、理性と自由意志を持った社会的存在としての人間の理念である人間の本性が、規範的目的としての社会的道徳および自然法の原理となる<sup>54)</sup>。

### 第2節 人間の本性と共同体との関係

#### 1. 単一の共同体としての条件

H. ロンメンは、人間の本性は共同体内部における関係性から内在的に規定され、また、法の存在はその共同体の構成員に共通して効果を及ぼす<sup>5)</sup>、と述べる。これよりここに一つの論点が提出され得る。すなわち、人間と他の生物は単一の共同体を形成しているか、という論点である。

生態学的に見れば、人間も生態系的一部分であるから一つの共同体を形成していると看做すことは可能である。しかし、そのような関係から権利義務関係が発生すると考えることには論理的飛躍があるとされる。何故なら、一般に権利義務関係が認められるためには、共同体の全構成員に共通

する利害が存在しなければならぬとされるからである<sup>56)</sup>。

例えば、パスモアは次のように述べる。

けれども、もしその構成員たちが共通の利害を持ち合わせ、しかも相互の責務を認め合うことが一つの共同体に不可欠だとすれば、人間・植物・動物・土地の四者は一つの共同体を形成してはいない。〔……〕一つの共同体に属することによって倫理的責務が生み出されるという意味からいっても両者は同一の共同体には属していない。

では、そもそも共通の利害とは何であろうか。人間同士でさえ共通の利害は個々人異なる。例えば生存といったレベルに関わるところで共通点が見出せたとしても、そのような根本的なレベルにまで遡るのであれば、それは他のあらゆる生物にも同様に見出せるであろう。

しかし現実には、他の生物には本性も権利も認められていない。

何故単一の共同体として認められないのか。何故その根本的レベルにおける共通性は、本性あるいは権利と結び付けられないのか。

以下、人間と他の生物の共同体との相違点を検討する。

## 2. 人間の共同体と他の生物の共同体との比較

A. フェルドロースも共同体と人間の本性および権利との関係について述べている<sup>57)</sup>。

彼は次のように考える。すなわち、人間は共同体においてのみ完全な人間へと成熟し、また共同体のみが人間にとっての固有の生活の保持および啓発を行う。そして認識能力を必然的に伴う自律性を保有する存在者だけが道徳的共同体を形成し、この道徳的共同体を構成する種だけが権利および義務を付与される、と<sup>58)</sup>。

彼は、人間だけが自らを発展させることが可能な道徳的共同体を形成すると述べるが、では他の生物の共同体は人間が形成する共同体とどこが異なると考えているのであろうか。

彼は人間の共同体と昆虫の共同体の相違を次のように述べる<sup>59)</sup>。

(例えば) 蜜蜂と蟻の国は、遺伝的法則に縛られており、人間のように構成員により、又その集合的意思により、急激に発展したりはしない。基本的には「社会的改革」や「個人的権利」はなく、したがって総ての個体は一つの「自然的有機体」として存在しているがごとくである。総ての個は全体のためにあり決して全体を超える存在としてはありえないのである(括弧内筆者補足)。

つまり彼は、人間の共同体はそれぞれが独立した意思を持つ存在の集合体、すなわち人間個々人の幸福追求を目的として結合した秩序的統一体なのであり、そこでは個々の様々な価値観(共同体の共通目的を害さない程度)および独自の生活が営まれるとする。但し、それ故に「共同体秩序の逸脱による不法の要件を定立する可能性」があると彼は指摘する。

一方昆虫の共同体は、遺伝的法則に縛られているために、人間のように構成員あるいはその集合的意思により急激に発展することはなく、また共同体を構成する個は決して不法の要件を定立して全体を超えることはあり得ないという。これらの点で、人間社会と昆虫の国とは厳然と区別されるとする。

昆虫の共同体に関するフェルドロースの考察は正しい。確かに昆虫に限らず動物は、人間とは対照的にその行動を遺伝学的に固定されているものが多い。しかしながら因みに、その差異が生物としての生存に関わる優劣を決める根拠にはならないと考える。何故なら、他の生物よりも人間の方が(種として)知能が発達しているという事実から、他の生物にまして人間の方がこの地球に生存すべき権利を有しているとする規範は導出され得ないからである。

フェルドロースがこのことを前提にしているならば、少なくとも他の生物あるいはその共同体との差異は生存の優劣の問題とは別個の問題であり、また同様に権利所有・非所有の区別も生存の優劣とは別個の問題である、と言ったとしても彼は反対しないであろう。

また、昆虫だけではなく、哺乳類、鳥類などとの比較も必要である。と



いうのも、哺乳類や鳥類も人間ほどではないにせよ学習することが不可欠だからである。例えば、鳥の雛を、別種の鳴き声を聞かせながら育てると、本来の鳴き声とは異なる鳴き声になることが明らかになっている。また、狩りの練習もしなければならない。哺乳類に限っては改めて述べるまでもない。

### 3. 共同体と法規範

今までの議論から、自然法論は、すべての人間の本性（本性）が人間の共同体の中で啓発され、また保持されるための効力を有する法規範こそ望ましい法規範であるとしているように思われる。換言すれば、護られるべき人間の本性（本性）と共同体とが不可分であるとされるがために、どちらか一方ということなく、一絡げに法規範の射程に収められてしまうのではないかということである。

すると、これを前提にする限り、自然法論は、人間の共同体の外にある自然および他の生物に対し、そもそも客観的法（権利）による保護を予定していないことになる<sup>60)</sup>。

因みに、法実証主義も、方法二元論を取るために、結果として自然法論と相違はない。

しかし、元来どちらも自然の権利を想定して発展してきたわけではないので、自然の権利論の論拠を直接的にそれらに求めること自体にそもそも無理があるのかもしれない。

#### 第3節 人間の本性と権利との論理的整合性

A. フェルドロースは、「自然法論は、人間本性の一切の所与が斟酌されている場合に人間に適合するような規範を探求する使命をもっている」と述べる<sup>61)</sup>。すなわち、すべての人間に共通して見出せるような属性がある場合には、それに基づいて法（客観法も含む）を制定することになるということである。

しかし、人間本性の一切の所与が斟酌され得ない場合はどうなるのであろうか。この問いの根本には、他の生物と完全に区別された人間独自の諸特性・諸属性は示し得ないのではないかという疑問がある。

この疑問をもう少し表現を変えて説明しよう。

例えば、M. フリーデンは次のように述べる。「権利所有者が有している特別な地位ないし価値は、すなわち本性・諸属性であり、あるいはそれを持つ存在の特別な重要性である」、と<sup>62)</sup>。つまり、人間が本性あるいは権利を有することを証明するためには、人間が特別な重要性を有することを証明すればよいのである。もっと突き詰めた言い方をすれば、他の生物に比べて人間が特別な重要性を有することが証明されなければ、人間のみが本性あるいは権利を所有するとする根拠などそもそもないことになるのである。

よって、以下、特別な重要性の内容を検討しつつ、かつその重要性は人間のみが有するものではないということを論証することで本性と権利との関係を明らかにしていく。

## 1. 人間の本性の曖昧性

フリーデンは、「人間の本性それ自体は、その諸側面のすべてにおいて、生物学的、化学的、環境的なプロセスの産物であると同程度に人間の解積の産物である」と述べる<sup>63)</sup>。

彼によれば、人間は道徳的存在であるのみならず、potentials, physical, psychological, emotional, mental をすべて合せて実現する存在と看做すことができるという<sup>64)</sup>。

但し、このような性質のランク付けは、人間的属性の本質に捉われずに考える必要があるという。何故なら、本質的属性に捉われると、その属性の人間特有性を説明できなくなり、権利保持者の範囲がかなり広がることになるからである<sup>65)</sup>。

では以下に、具体的に見ていくことにしよう。

## 2. 権利所有者の基準の不確定性

先述した通り、権利所有者が有している特別な地位ないし価値を保証するためには諸属性を保護しなければならない。そして、諸属性を保護するということは、その諸属性を持つ存在が特別な重要性を備えているということに他ならない。

これに関してフリーデンは、その重要性として、1) 義務の特殊な重要性、2) 保護される利益や能力の特殊な重要性、3) 権利保持者の特殊な地位の三つを挙げる。ここではテーマ上、2)に焦点を当てて論ずる。

フリーデンは、権利所有者の主な保護利益の例として以下の六点を挙げる<sup>66)</sup>。

- 凍死から保護すること
- 情報を強引に引き出す目的のための嫌がらせと脅迫行為から安全を確保すること
- 愛情を表現し、そして、愛情を享受する機会を提供すること
- 愛情を表現し、そして、愛情を受ける機会を否定しないこと
- 合理的決定のための、あるいは少なくとも情報に基づいた、教育的手段を得ること
- 自分自身や他人に被害を加えないような選択をするとき、外的障害から自由でいられるエリアを保障すること

彼によれば、例えば赤子、植物人間、重度知的障害者、および重度痴呆老人にも人間の本性を認めるためには（つまり、権利所有者と認めるためには）、以上の利益の内の一つでもクリアすればよいという<sup>67)</sup>。しかし、一つでよいのなら、クリア可能な動物は他にいくらでもいる。すると、以上の利益と人間の特性を結び付けるならば、それらを序列化したり、区別したりすることはできず、一纏めにして特性として捉える必要が出てくることになる<sup>68)</sup>。

ところが、フリーデンの提示する基準に赤子や植物人間らを当てはめると、彼らは人間としての本性を持ち得ないことになり、権利所有者の領域

から追い出されてしまうことになる。

整理すると以下のようなになる。

- a . 赤子.....権利所有者ではない。
- b . 植物人間.....権利所有者ではない。
- c . 重度知的障害者および重度痴呆老人.....権利所有者ではない。
- d . 類人猿.....権利所有者ではない( a , b , c よりも権利所有者に近い場合もあり得る )。
- e . センティエントな生き物.....権利所有者ではない( a , b , c , d と同程度 )。

次は逆に、権利の方を、行使、請求、そして主張され得るものと設定した上で検討してみる。すると今度も、その設定内容をなし得ない赤子や植物人間らが、人間としての本質的属性の基準をクリアできるのかが疑わしくなる。

しかしだからといって、本質的属性の基準を彼らがクリアできるように設定すれば、権利所有者のグループには高等動物はもちろん、センティエントな動物まで含まれることになる。

すなわち、仮に健全な人間ならびに赤子、植物人間、および重度知的障害者と痴呆老人に共通する最低限の特徴(生存、苦痛等)を同定したならば、類人猿とセンティエントな生き物も権利所有者として認めざるを得なくなるのである。

#### 第4節 小 括

以上より、フリーデンは、「動物の諸能力が権利として認められないということは、その諸能力の共有領域が重なっている人間も権利として諸能力を主張できないというに等しい」と述べる<sup>69)</sup>。換言すれば、他の生物(ここでは少なくとも動物)の諸属性が保護され得ないということは、諸属性の領域が重複している人間も、それによって保証される地位ないし価値、ひいては権利所有者としての資格を持ち得ないということである。

したがって、フリーデンの言葉を借りれば、「権利はもっぱら人間的諸特徴に基礎付けられるべきであるとする本来的理由はないし、分析的に言っても、人間をおよそ考えられる他の権利保持者のカテゴリーから厳密に区別する必要もない」と結論付けることができる<sup>70)</sup>。

しかしながら、確かに実定法化されていない以上、他の生物は実定法上の権利所有者であるとは言えないだろう。しかし、人間の本性と権利所有の概念の整合性が明確に確認できない以上、人間外生物を権利所有者と看做すことは（例えば立法という承認過程を経て）、必ずしも不合理なことではないと考える<sup>71)</sup>。

#### 第4章 自然の権利が成立するための根拠

本論文の目的は、環境倫理に内在する三つのギャップを問題提起として自然の権利の成立可能性を人間の諸能力や本性・諸属性との関係から検討することであった。

第2章では、能力的相違を根拠に権利所有・非所有の基準を設けることは権利の行為主体レベルにおいてみれば非論理的であるという見解に至った。

そして第3章では、権利は人間的諸特徴に基礎付けられるべきであるとする論理的根拠が存在しないことを示した。

しかしながら、以上の到達点から他の生物を権利所有者から除外する論理性がないということが、自然に権利を付与すべきであるという結論に必然的に繋がるわけではない。すなわち、自然の権利を積極的に認めるためにはさらなる理由・根拠が示されなければならない。

よって本章では、その積極的理由・根拠を検討する。

##### (1) 理論的側面における理由・根拠

自然の権利概念の根底には、生物としての最低限の共通性を認めよとい

う主張がある。では、その共通性とは何か。

筆者は、「生きている(ゼーン)」という事実が全生命体共通の属性であると確信する。何故なら、これこそ全生命体にとって保護されなければならない利益であるからである<sup>72)</sup>。すなわち、全生物に共通する属性＝「生存」を護らなければならない、ということを経験の権利が成立する前提とすれば、自然の権利を認めることは概念的根拠を持つことになる<sup>73)</sup>。本論文では、この全生物の存在に根本的に共通する概念的根拠を「ケンリのもと」と呼ぶことにする。

「ケンリのもと」は権利ではないが、概念上権利の基底となるものであるため、人間外生物に実定法上の権利を認める際の概念的根拠になると考える。そしてまた、この「ケンリのもと」が、生物としての「善」、種としての「善」、個体としての「善」を共通理解としての「正」にまで高めることになると考える。これはすなわち、「ケンリのもと」を人間の思考に適合した言語記号として組み替えるということである。これより「自然の権利」とは、「ケンリのもと」を人間社会の権利概念に照らし合わせて読み替えた表現と看做すことができる<sup>74)</sup>。

このように他の生物もその権利の根本概念である「ケンリのもと」を所有していると理解することで、実定法上権利として擬制する(つまり言語記号を変換するのである)ための根拠を我々は得ることになる。そしてその結果、「ケンリのもと」と権利概念とを結び付けることで、例えば、動物愛護法等の実定法に欠けている概念的理論的根拠を説明することが可能になると考える。

また、権利という用語を使用することによって、人間社会全体が自然の尊重・保護あるいは生命そのものに対する関心を強くし、ひいては権利と我々人間の社会そのものに関する新しい思考方法や洞察方法が発展していくことになると考える<sup>75)</sup>。

## （2）制度的側面における理由・根拠

諫早湾干潟干拓問題，アマミノクロウサギ訴訟問題等を前進させるのに有効であると考ええる。すなわち，自然の権利を認めることで，自然破壊が問題となる場合に自然を権利主体とする提訴が制度上可能となり，また，司法の場において加害者側の利益あるいは抽象的な人間の利益と自然の利益とが比較し易くなると考える。

そして第1章でも述べたが，義務論的保護との相互補完的实施により自然保護の効果がさらに上がると考える<sup>76)</sup>。

また，さらに別のアングルから考えれば，自然の権利概念は，人間社会のスタビライザーとして，今まで以上に民主主義が，有限である地球環境の枠内で正常に機能するための調整原理として働くよう作用するとも考えられる<sup>77)</sup>。すなわち，自然の権利を承認することにより，その概念が民主的手続きによる決定の正当性に隠れてしまった自然環境の破壊と弱者および他の生物の殺傷に対する批判的原理として機能するということである<sup>78)</sup>。

## 結びに代えて

以上より，本論文は，自然の権利は認められるべきであると結論付ける。最後に，自然の権利が容認された場合の法的規制に関して述べる。

人間の生存権と他の生物の生存権（すなわち自然の権利）が衝突した場合を考えてみる。この場合，我々が人間である限り人間の生存権が優先されることに疑いはない。しかし，重要な点は，自然の権利が認められることによって，他の生物に対し最大限の配慮がなされるようになることである。例えば，実験動物の取り扱いはより慎重にならざるを得ず，その結果障害が残るような苦痛を与えることは禁止される。

また，家畜家禽を食さずとも人間は生存できるであろうから，肉食は禁止してもよいのではないかというベジタリアンの指摘も考えられる。一見，自然の権利概念に沿っているように見えるが，これは誤解である。自然の

権利概念は、決して生態系内の食物連鎖を否定しないのであるから、肉食行為そのものは否定されない。よって、民族・文化による差はあるものの、我々人間が生命体として進化の過程で身に付けてきた肉食という生命維持方法それ自体が否定されることはない。つまり、肉食の事実ではなく、現代の肉食の程度ないし形態が、自然の権利概念による批判の対象になる。よって法的には、例えば、過剰な肉食と家畜家禽の劣悪な環境下の飼育が禁止されることになる<sup>79)</sup>。

次に、人間の生存に直接関らない利益と他の生物の生存権とが衝突する場合であるが、この場合は他の生物の生存権が優先される。何故なら、第4章で述べた通り、自然の権利はその概念的成立根拠を「生存」という事実に求めているからである。

もう少しだけ補足しておこう。自然の権利は、決して単に殺す、殺さないという二元的選択を迫るものではない。例えば肉食という行為が自然あるいは動物の権利問題として取り上げられる際、鯨・牛・犬などがその争点になることはあっても魚が争点になることはあまりない。しかし、自然の権利概念が「ケンリのもと」という生存に直結する次元で成立することに鑑みれば、鯨・牛・犬食も魚食も、あるいは虫食も植物食もすべて同じテーブルの問題であるということになる。

以下に纏めれば、法的規制は第一に、あらゆる生命の尊重・保護のためになされなければならない、それを前提に第二に、ほかの生物の利益（生存権）が人間の生存に直接的に関わらない諸利益（各権利）と対抗関係にある場合に、必要かつ可能になると考える。但し、その場合でも個別のケース毎に検討する必要は出てくる。例えば、文化ないし伝統と呼ばれるものの中には直接的には人間の生存に関わらないものもあるだろう。すなわちこのケースでは、個の生存権を除き、種としての生存権のみと比較衡量することにより規制範囲を決定することになる。

1) 本稿では、「自然」を「人間および人間の人工物も含めた、生物と無生物あるいは有機物と無機物すべてによって構成される主体の有無に関わりなく存在する物理的世界」と定



義する。すなわち、主体の有無に関わりなく存在する客観的事物と言い換えることができる。一方、「環境」とは各主体の存在を前提とした相対的概念である。すなわち、主体の数だけ「環境」が存在することになる。これに関しては、高橋正立/石田紀郎編『環境学を学ぶ人のために』（世界思想社、1993年）p. 2を参照のこと。尚本稿では「環境」も、特に理解に支障がない限り、基本的に「自然」と同義で用いてある。

- 2) 「保護」の意味は、「保存」と「保全」に分類できる。「保存」は、人間の自然へのはたらきを排除した自然そのものの姿を残すことを意味し、他方「保全」は、人間の管理による維持を意味する。詳しくは以下の文献を参考にするとよい。J. パスモア『自然に対する人間の責任』（間瀬啓允訳、岩波現代選書、1979年）。Warwick Fox *Toward a Transpersonal Ecology: Developing New Foundations for Environmentalism* (State University of New York Press, 1990).
- 3) 国際的には、例えば「世界自然憲章」（1982年）は、前文で「人間は自然の一部であり、その生活はエネルギー及び栄養物の供給を保障する自然系本来の機能に依存している」ことを認め、「すべての生命形態は固有のものであり、人間にとって価値があるか否かに関わらず尊重されるべきものであること、及び、そのことをそれらの生物に当てはめるために人間は行動を自己規制しなければならない」と謳っている。また国内的に見ても、環境保護関連法の数は、高度成長期と比べ格段に増えている。
- 4) さらに「非人間中心主義」は、以下のように大別できる。「生命体中心主義」は、人間個々人も含めた個体に尊重のベクトルを向ける（個体主義的自然保護論）。アニマルライトはこの立場に含まれると考えられる。代表的論者に P. W. テーラーがいる。一方、「生態系中心主義」は生命一団体ではなく、生態系の安定とその美的統合に価値を置く（全体主義的自然保護論）。後者の代表的論者には、A. レオポルドや J. B. キャリコットらが挙げられる。因みに後者は、えてして人間も含めた個体の生命を軽視しがちになるため、「環境ファシズム」として批判されることが間々ある。
- 5) 「人間中心主義」に対する批判から環境倫理が形成されたことに鑑みれば、「人間中心主義的自然保護論」は環境倫理ではない。しかし本稿では理解し易いよう、人間の行動を選択する基準で、自然ないし各生命体にとってプラスとなる結果を「正」とするものはすべて環境倫理として論じることとする。
- 6) J. パスモア、前掲註2、p. 204。
- 7) 野生動物に関しては、鳥獣保護法（鳥獣保護及狩猟二関スル法律）が所管法となる。第1条ノ5、第13条、第21条、そして第22条を参照のこと。検察側が、動物愛護法を根拠法として用いた理由として、次のことが考えられる。すなわち、動物愛護法の方が、罰則が厳しいこと（01年の改正に伴い強化された）、野良猫が野生動物として該当するの不明確であったこと、そしてまた、同法の方が身近な問題を対象にし易く、かつ先例を作ることで今後の抑止効果を期したことなどである。
- 8) [自然の権利]セミナー（籠橋隆明弁護士主宰、1994年設立）によると、現在提起されている「自然の権利」は、法的根拠を持たない制度的考え方になるという。少なくとも、根拠法がない現状では、「自然の価値・生態系そのものを維持するという視点から法律を解釈」することで、「自然の権利」の概念を運用しているとする。ところで、当セミナー

は、「自然の権利」と「動物の権利」との相違について、自然原告として野生生物や自然物(森・川・干潟など)が対象となる、特定の個体の保護ではなく、そこに生育する生物種ないし個体群、あるいは地域の生態系を対象とする、自然原告は、そこにある自然を象徴するという点で異なる」と述べる。しかし、本稿はテーマ上、「動物の権利」は「自然の権利」の一つであると捉えているため、「自然の権利」概念に「動物の権利」概念も含めて論を展開することにする。[自然の権利]セミナーに関しては <http://member.nifty.ne.jp/sizennokenri/souron.html> を参照のこと。

- 9) 岡本裕一朗『異議あり! 生命・環境倫理学』(ナカニシヤ出版, 2002年) p. 8以降。
- 10) 自然保護関連法において、動物ないし自然の権利を一部分でも認めた法規は存在しない。また、裁判でも動物ないし自然の原告適格は認められていない。例えば、アマミノクロウサギ訴訟(アマミノクロウサギ・アマミヤマシギ・ルリカケス・オオトラツグミといった個体が原告として提訴)や諫早湾ムツゴロウ訴訟(諫早湾そのものを原告にして提訴)では、いずれも自然原告は認められていない。最近では、平成15年10月31日、ゲンジボタルと多年生の水生植物・ナガエミクリを原告に含めて、近隣マンションの建築差止めを求めた仮処分を住民が東京地裁八王子支部に申請した事例がある(11.1付, 朝日, 朝刊)。今後の動向が注目される。
- 11) Convention on Biological Diversity: VI/23. Alien species that threaten ecosystems habitats or species, 2002.
- 12) 筆者はここで、その根拠理由を内在的価値に結び付けようとはしない。確かに、例えば自然破壊を正当化する納得のいく根拠が見出されないことを理由に破壊行為を禁ずる論理を展開することは可能であろう。しかしながら、自然破壊により恩恵を受けると考えている人達とそうに考えない人達との立場上の相違や価値観の対立に問題が還元されるならば、新たな論理的悪循環を招いてしまうように思われる。浜野研三「内在的価値批判」(加茂直樹・谷本光男編『環境思想を学ぶ人のために』世界思想社, 1998年)を参照のこと。
- 13) C. D. ストーン「樹木の当事者適格 自然物の法的権利について」(山田敏雄他訳『現代思想』11月号, 青土社, 1990年) p. 58以降。
- 14) 山村恒年「自然の権利・総論」(山村恒年/関根孝道編『自然の権利 法はどこまで自然を守るか』信山社, 1996年, 第1章) p. 7。
- 15) 山田によれば、義務論の考え方は、以下の認識の上に成り立つという。すなわち、自然が人間の価値と内的関連性を有し、それ自体法的保護に値するという認識、人間の文明が自然に対し侵害的であり続けてきたという歴史認識、人間知がまだ限られた状態にあり、人間活動が自然に与える影響を予測することは困難であるという認識、である。詳しくは、山田隆夫「環境法の新しい枠組みと自然物の権利」(同上書, 第2章) pp. 50-5を参照されたい。
- 16) 倫理としての体系化を最初に試みたのが、A. レオボルドである。以下を参照のこと。『野生のうたが聞こえる』(新島義昭訳, 講談社学術文庫, 1997年) p. 315。
- 17) 同上書, p. 332。
- 18) 関根孝道「環境倫理と自然利用 大地の倫理が問う自然利用のあり方」(環境経済・

政策学会『環境倫理と市場経済』東洋経済新報社、1997年）p. 86。

- 19) 同上書, pp. 86-7.
- 20) 例えば, ヒューム『人性論』〔4〕(大槻春彦訳, 岩波文庫, 1952年) pp. 33-4を参照のこと。
- 21) Holmes Rolston *Environmental Ethics Duties to and Values in the Natural World* (Temple University Press, 1988) pp. 330-332.
- 22) 関係の理論それ自体は, 自然保護を正当化する理論としてむしろ有効であり, また自然の権利論にとっても欠くことのできない理論である。何故なら, 価値が主観的文脈の中で形成されるものであるとすれば, 自然物ないし自然の価値は人間との様々な関係性から理解されることになり, ということは義務論と同様に, 自然の権利論も人間と自然との関係性を理論的端緒としていると言えるからである。このような関係の理論は全体的文脈主義に依拠しているため(浜野, 前掲註12, pp. 223-4), 極めて価値的である。
- 23) 畠山武道「だれが裁判を起こせるか」法学セミナー No. 491 (1995年)。
- 24) C. D. ストーンは, 自然の権利を充たす基準として以下の三つを挙げる。すなわち, 自然自身の要請により訴訟を開始し得ること, 法的救済を承認するにあたり, 裁判所が自然そのものに対する侵害を考慮せざるを得ないこと, 法的救済が自然そのもののためになされなければならないこと, である。前掲註13, p. 62を参照のこと。
- 25) 山村, 前掲註14, p. 14.
- 26) 次の文献を参考にするとよい。H. ロンメン『自然法の歴史と理論』(大阪市立大学法学叢書別巻〔2〕, 阿南誠一訳, 有斐閣, 1956年)。A. フェルドロース『自然法』(原秀男・栗田陸男訳, 成美堂, 1974年)。
- 27) 代表的論者に, J. ファインバーグや M. A. フォックスらがいる。主に以下を参照されたい。ファインバーグ「動物と生まれざる世代のさまざまな権利」(鶴木奎治郎訳『現代思想』11月号, 青土社, 1990年) p. 118以降。フォックス「動物の解放: 一つの批判」(櫻則章訳, K. S. S. フレチェット編『環境の倫理』〔上〕京都環境倫理研究会訳, 晃洋書房, 1993年) p. 208以降。
- 28) アリストテレス『ニコマコス倫理学』〔上〕(高田三郎訳, 岩波文庫, 1971年) V1097b。
- 29) 同上書, 1098a。
- 30) 同上書, 1102b。
- 31) 同上書, 1111b。
- 32) 目的は善に関するため, 「選択」は善悪に従って区別されるという。つまり「いい」と「あしい」(原文のまま)を判断でき, それに従うことができるものが人間であるということになる。
- 33) アリストテレスは, 別の箇所以下のように述べている。「……われわれ人間にとっては存在するということは知覚し思考することであった……」(アリストテレス『ニコマコス倫理学』〔下〕1170a-b)。確かに知覚することと思考していることを知覚しているとするのは, 我々は存在しているという事実を知覚していることになるであろう。これをもって他の生物と一線を画すことは可能であるように思われる。しかし, 赤子と重度知的障害者はこの基準をクリアできないだろう。画一的な基準では解決し得ない難しさがここ

にある。

- 34) 「正」と「権利」の概念は完全に重複するものではない。例えば、各人の権利は各々が所属する国家によって保障されており、世界のあらゆる地域ないし国々で全く平等に(質的量的に)保障されているわけではない。
- 35) アリストテレス, 前掲註28, 1134a。
- 36) 長谷川晃『権利, 価値, 共同体』(弘文堂, 1991年) pp. 170-1。
- 37) 但し, アリストテレスは, 「正」は人為法的でも自然法的であろうとも, 「ともに同じく変動的なもの」であると述べている(1134B)。これを見る限り彼は, 後世において類動的な「正」が, 同じ共同体または同じ階層のものに適用される可能性があることを示唆しているように思われる。つまり彼は, 「正」という概念が絶対的なものではなく, 歴史的に相対的であることを認めていたと思われる。
- 38) アリストテレス『ニコマコス倫理学』[下](高田三郎訳, 岩波文庫, 1971年) 1161b。
- 39) 同上。
- 40) これに関して, より理解を深めるには次の論文を参考にするとよい。浜岡剛「ギリシア思想における人間と動物」(加茂直樹・谷本光男編『環境思想を学ぶ人のために』世界思想社, 1998年)。
- 41) ハンナ・アレント『人間の条件』(志水速雄訳, ちくま学芸文庫, 1994年) p. 22。
- 42) 同上書, p. 23。
- 43) 類人猿の中でも, 特にボノボとチンパンジーは幼児と同等かそれ以上の知能を有するとされる。またアリゾナ大学のアイリーン・ベッパーバーグ博士が飼育しているオウムのアレックスは会話をすることで有名であるが, そのアレックスは人間の5歳児並の知力を有するとされる。
- 44) J. ファインバーグ, 前掲註27, p. 135以降。
- 45) 同上書, p. 126以降。
- 46) 動物の考えていること, 例えば彼らが本当に喜んでいるのかどうかは人間でない以上解らない, という意見がある。しかし相手が人間であるというだけで相手の感情を理解できるとするのは, 哲学っぽさをまもってはいるが, 実際は非科学的で曖昧な先入見に過ぎない。というのも, 例えば犬を例に挙げれば, 彼らは人間と長い歴史を歩んできたわけであるから感情を理解するには経験において十分であろうし(そうでなければ調教などできないではないか), それに現在では彼らの行動は科学的に分析され各分野で既に活用されているからである(例えば動物行動学を知らない人はいないだろう)。また, 人間よりも彼らの知的レベルが落ちることは間違いないにしても, だからこそ彼らはストレートに感情を表現するし, 尚更知能が高く分析能力に優れた我々人間にとっては分析し易いのである(理解できないとする人は人間としての高い知能や分析能力が疑われる)。一方植物に関してだが, 植物は構造上感情を有していないと考えるのが妥当であろう。しかし, 植物も, 種を繁栄させるために養分を摂取し, 生長しているのであるから(そのものの自覚とは別に), 個としてではなく種あるいは生物そのものとしてのインタレストがあると捉えることは可能であろう。
- 47) 権利概念の発生の根拠を人間の諸属性あるいは道徳原理のみに求めるのではなく, 権利そ

のもののイデオロギーあるいは慣例的使用法、つまりどのように使われてきたかという慣  
わし conventional との関連においても求めなければならないだろう。Michael Freeden  
*Rights* (Open University Press, 1991) p. 8 = M. フリーデン 『権利』(玉木秀敏 / 平井亮輔訳,  
昭和堂, 1992年) p. 14。

- 48) H. ロンメン, 前掲註26, p. 196。
- 49) 同上。
- 50) M. A. フォックス, 前掲註27, 参照。
- 51) アリストテレス 『ニコマコス倫理学』〔下〕(高田三郎訳, 岩波文庫, 1971年) 1177。
- 52) A. フェルドロース, 前掲註26, pp. 4-5。
- 53) 同上書, p. 234。
- 54) 同上書, p. 194。
- 55) H. ロンメン, 前掲註26, p. 198。
- 56) J. パスモア, 前掲註2, p. 200。
- 57) A. フェルドロース, 前掲註26, pp. 75-6。
- 58) 確かに, 客観的に相手を認識し得る存在者あるいは互いに平等であると認識することが  
可能な存在者が相互に権利義務を所有することを承認できる, とする見解は間違いではな  
いだろう。以下の文献を参考にするとよい。H. L. A. ハート 『法の概念』(矢崎光圀訳, み  
すず書房, 1970年) 井上茂 『法哲学』(岩波全書, 1981年)。
- 59) A. フェルドロース, 前掲註26, p. 114。
- 60) 同上書, pp. 170-1。しかしフェルドロースは, 人間の健康・容態・給付能力が広く自  
然に依存しているために自然保護は認められ, むしろその保護は実定法として実定化され  
ることが強く求められているとする。
- 61) 同上書, p. 78。
- 62) M. フリーデン, 前掲註47, p. 16 (Michael Freeden *Rights* pp. 8-9)。
- 63) 同上書, p. 100 (p. 61)。
- 64) 同上書, p. 96 (p. 59)。
- 65) 同上。
- 66) 同上。
- 67) 同上。
- 68) 同上。
- 69) 同上書, p. 100 (p. 61)。
- 70) 同上書, p. 97 (p. 60)。
- 71) それでも人間と全く同じ実体的権利を持つと断言することは難しい。権利を所有するに  
足る属性が他の生物にも見出せることは確認できた。しかし, ホモ・サピエンスであると  
認識するのに細かな条件付けを必要としないならば, 他の生物が「権利 / right (もちろ  
ん権利 / right を意味するあらゆる世界の言葉・単語すべて)」という言葉およびその意味  
を内在的に所有しているとは言えなくなる。換言すれば, 「人間という種 = 権利所有者」  
といった図式が, ただ事実として単純に歴史的に成り立つならば, 最初から「権利 /  
right」は人間外の生物とは無関係であるということである。故に, 他の生物を人間の世

界に向かい入れて権利を付与するためには権利所有者足るべき新たな基準を設けなければならない、という主張は説得力を持つ(これに関しては松島哲久「エコロジズムと環境倫理」加茂直樹/谷本光男編『環境思想を学ぶ人のために』世界思想社、1998年を参考にするとよい)。よって我々が「実体的権利」を口にするとき、それは既に我々人間の世界で使用される「権利」を前提に思考しているわけであるから、他の生物に「実体的権利」があるとは言えない。「実体的権利」は、元来異世界を越えて変換することなどできない代物なのである。筆者が本稿で主張しているのは、自然の権利が人間界における「実体的権利」でないにしても、自然の権利は「実体的権利」の意味する概念に匹敵するほどの「ナニか」、あるいは実体的権利の「モト」であると言えるのではないかということなのである(価値論の領域に任せられてしまう問題でもあるが)。ところで補足しておけば、実体的権利であるか手続的権利であるかを議論することは無意味ではないにせよ、かといって自然の権利の効力に対してはさしたる影響を与えるものではないと考える。というのも、その実質的効力は具体的利益の明示化とそれらの比較衡量によって担保されるからであり、また、この議論によって人間の命が他の生物よりも尊いということが客観的に証明されることはないからである。

72) 但し、正当な食物連鎖の中では個的生存権は絶対ではない。何故なら種的生存なくして個的生存はあり得ないからである。

73) 以下に纏める。同時に第2章の図も参照されたい。

全生命体に共通するゼーンという事実およびその概念

「人間」という種であるために必要な人間独自のアレテー

他の生命体が個々の種であるために必要なその生命体としての独自のアレテー

と は を前提としている。

つまり、人間にとっては と の両方が不可欠ということになる。 が を前提にして存在していることに着目すれば、権利概念も を前提にしていると看做すことができる。すると同様に を前提にしている も権利概念の射程に入ることになる。

74) これを理解するには註71に掲げた松島の論文が役立つ。尚、言語変換ないし観念変換を行わずに、「ケンリのもと」あるいはそれに代わる「正義」概念を説明するならば、すなわち「権利」という言葉あるいはその概念を根本から見直そうとするならば、「権利」の成立背景・母体である私的所有関係およびそれに基づく社会そのものを考察の対象とせざるを得なくなる。

75) C. D. ストーン、前掲註13, pp. 80-1。

76) 自然の権利論的自然保護と義務論的自然保護はそれぞれ以下のメリットを持つ。

- ・自然の権利論的自然保護(非人間中心的側面を持つ) 予防的効果<事後的効果
- ・義務論的自然保護(人間中心的側面を持つ) 予防的効果>事後的効果

77) すなわち、手続的保障である。そもそも民主主義は、それによってなし得る目的を問題とはせず、政治決定の手続きを問題にしていると考えられる。長谷川晃、前掲註36, p. 172。

78) 例えば、仮に我々人間が地球環境の正常な状態の維持という目的を達成できない場合には、自然の権利概念が、人間社会の民主的決定の在り方を批判ないし反省する契機を我々

自然の権利の成立可能性とその根拠（西木）

に提供してくれることになる。

- 79) 経済効率的な理由からも肉食による蛋白質の摂取量を減らす必要があるだろう。例えば、家畜に必要な穀物のエネルギー量は途上国の貧しい人達も含めて世界中の人間が必要とされるエネルギー量に匹敵すると言われる。また、家畜を大量に飼育するために土地が荒廃するといった問題もある。